

## ○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(平成十二年二月十日)

(厚生省告示第二十一号)

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第二項及び介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第四項の規定に基づき、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

### 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

- 一 指定施設サービス等に要する費用の額は、別表指定施設サービス等介護給付費単位数表により算定するものとする。
- 二 指定施設サービス等に要する費用(別表中介護保健施設サービスに係る緊急時施設療養費(特定治療に係るものに限る。))として算定される費用及び特別療養費並びに介護医療院サービスに係る緊急時施設診療費(特定治療に係るものに限る。))として算定される費用及び特別診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 三 前二号の規定により指定施設サービス等に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。  
(平一二厚告四九一・平一七厚労告四〇一・平二〇厚労告二六一・平三〇厚労告七八・令六厚労告八六・一部改正)

### 指定施設サービス等介護給付費単位数表

## 2 介護保健施設サービス

### イ 介護保健施設サービス費(1日につき)

#### (1) 介護保健施設サービス費(I)

##### (一) 介護保健施設サービス費(i)

- a 要介護1 717 単位
- b 要介護2 763 単位
- c 要介護3 828 単位
- d 要介護4 883 単位
- e 要介護5 932 単位

##### (二) 介護保健施設サービス費(ii)

- a 要介護1 788 単位
- b 要介護2 863 単位
- c 要介護3 928 単位
- d 要介護4 985 単位

- e 要介護 5 1,040 単位
- (三) 介護保健施設サービス費(iii)
  - a 要介護 1 793 単位
  - b 要介護 2 843 単位
  - c 要介護 3 908 単位
  - d 要介護 4 961 単位
  - e 要介護 5 1,012 単位
- (四) 介護保健施設サービス費(iv)
  - a 要介護 1 871 単位
  - b 要介護 2 947 単位
  - c 要介護 3 1,014 単位
  - d 要介護 4 1,072 単位
  - e 要介護 5 1,125 単位
- (2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)
  - (一) 介護保健施設サービス費(i)
    - a 要介護 1 758 単位
    - b 要介護 2 843 単位
    - c 要介護 3 960 単位
    - d 要介護 4 1,041 単位
    - e 要介護 5 1,117 単位
  - (二) 介護保健施設サービス費(ii)
    - a 要介護 1 839 単位
    - b 要介護 2 924 単位
    - c 要介護 3 1,044 単位
    - d 要介護 4 1,121 単位
    - e 要介護 5 1,197 単位
- (3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)
  - (一) 介護保健施設サービス費(i)
    - a 要介護 1 758 単位
    - b 要介護 2 837 単位
    - c 要介護 3 933 単位
    - d 要介護 4 1,013 単位
    - e 要介護 5 1,089 単位
  - (二) 介護保健施設サービス費(ii)
    - a 要介護 1 839 単位
    - b 要介護 2 918 単位

- c 要介護 3 1,016 単位
- d 要介護 4 1,092 単位
- e 要介護 5 1,170 単位

(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

- a 要介護 1 703 単位
- b 要介護 2 748 単位
- c 要介護 3 812 単位
- d 要介護 4 865 単位
- e 要介護 5 913 単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

- a 要介護 1 777 単位
- b 要介護 2 826 単位
- c 要介護 3 889 単位
- d 要介護 4 941 単位
- e 要介護 5 991 単位

ロ ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

- a 要介護 1 802 単位
- b 要介護 2 848 単位
- c 要介護 3 913 単位
- d 要介護 4 968 単位
- e 要介護 5 1,018 単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

- a 要介護 1 876 単位
- b 要介護 2 952 単位
- c 要介護 3 1,018 単位
- d 要介護 4 1,077 単位
- e 要介護 5 1,130 単位

(三) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費(i)

- a 要介護 1 802 単位
- b 要介護 2 848 単位
- c 要介護 3 913 単位
- d 要介護 4 968 単位
- e 要介護 5 1,018 単位

- (四) 経過のユニット型介護保健施設サービス費(ii)
  - a 要介護1 876 単位
  - b 要介護2 952 単位
  - c 要介護3 1,018 単位
  - d 要介護4 1,077 単位
  - e 要介護5 1,130 単位
- (2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)
  - (一) ユニット型介護保健施設サービス費
    - a 要介護1 928 単位
    - b 要介護2 1,014 単位
    - c 要介護3 1,130 単位
    - d 要介護4 1,209 単位
    - e 要介護5 1,287 単位
  - (二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費
    - a 要介護1 928 単位
    - b 要介護2 1,014 単位
    - c 要介護3 1,130 単位
    - d 要介護4 1,209 単位
    - e 要介護5 1,287 単位
- (3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)
  - (一) ユニット型介護保健施設サービス費
    - a 要介護1 928 単位
    - b 要介護2 1,007 単位
    - c 要介護3 1,104 単位
    - d 要介護4 1,181 単位
    - e 要介護5 1,259 単位
  - (二) 経過のユニット型介護保健施設サービス費
    - a 要介護1 928 単位
    - b 要介護2 1,007 単位
    - c 要介護3 1,104 単位
    - d 要介護4 1,181 単位
    - e 要介護5 1,259 単位
- (4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)
  - (一) ユニット型介護保健施設サービス費
    - a 要介護1 784 単位
    - b 要介護2 832 単位

- c 要介護 3 894 単位
- d 要介護 4 948 単位
- e 要介護 5 997 単位

(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費

- a 要介護 1 784 単位
- b 要介護 2 832 単位
- c 要介護 3 894 単位
- d 要介護 4 948 単位
- e 要介護 5 997 単位

注

- 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、介護保健施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健

局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

- 9 入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下この注において「医師等」という。）が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合においては、短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）として、1日につき258単位を所定単位数に加算する。また、入所者に対して、医師等が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）を算定している場合にあっては、短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）は算定しない。
- 10 認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3日を限度として1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - （1） 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 240 単位
  - （2） 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 120 単位
- 11 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。
- 12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ネを算定している場合は、算定しない。

- 13 入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 14 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注13に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。
- 15 平成17年9月30日において従来型個室に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、当分の間、介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護保健施設サービス費(iii)若しくは(iv)、介護保健施設サービス費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費(ii)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)の介護保健施設サービス費(ii)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)の介護保健施設サービス費(ii)を算定する。
- 16 次のいずれかに該当する者に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護保健施設サービス費(iii)若しくは(iv)、介護保健施設サービス費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費(ii)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)の介護保健施設サービス費(ii)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)の介護保健施設サービス費(ii)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者
- 17 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき910単位を、死亡日については1日につき1,900単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡

日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

- 18 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、入所者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

- 19 イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、療養体制維持特別加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。

イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) 27単位

ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) 57単位

- 20 介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護保健施設サービス費(i)及び(iii)並びにユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)のユニット型介護保健施設サービス費(i)及び(iii)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)として、1日につき51単位を、介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護保健施設サービス費(ii)及び(iv)並びにユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)及び(iv)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)として、1日につき51単位を所定単位数に加算する。

- 21 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注9、注10及び注20並びにニからトまで、ヌからヲまで、ヨ、レ及びナからノまでは算定しない。

#### ハ 初期加算

- (1) 初期加算(Ⅰ) 60単位

- (2) 初期加算(Ⅱ) 30単位

#### 注

- 1 (1)について、次に掲げる基準のいずれかに適合する介護老人保健施設において、急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、介護老人

保健施設に入所した者について、当該介護老人保健施設に入所した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算(Ⅰ)として、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、初期加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

イ 当該介護老人保健施設の空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じ、地域の医療機関に定期的に共有していること。

ロ 当該介護老人保健施設の空床情報について、当該介護老人保健施設のウェブサイト定期的に公表するとともに、急性期医療を担う複数の医療機関の入退院支援部門に対し、定期的に当該情報を共有していること。

2 (2)について、入所した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算(Ⅱ)として、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、初期加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

## ニ 退所時栄養情報連携加算 70 単位

注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、介護老人保健施設から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設(以下この注において「医療機関等」という。)に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1 月につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注 7 又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は、算定しない。

## ホ 再入所時栄養連携加算 200 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所する際、当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定したときに、入所者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注 7 を算定している場合は、算定しない。

## ヘ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ) 450 単位

入所前後訪問指導加算(Ⅱ) 480 単位

注 イ(1)及びロ(1)については、入所期間が 1 月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に当該者が退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、入所中 1 回を限度として算定する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

なお、当該者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合も、同様に算定する。

- (1) 入所前後訪問指導加算(Ⅰ) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
- (2) 入所前後訪問指導加算(Ⅱ) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合

#### ト 退所時等支援等加算

- (1) 退所時等支援加算
  - (一) 試行的退所時指導加算 400 単位
  - (二) 退所時情報提供加算
    - a 退所時情報提供加算(Ⅰ) 500 単位
    - b 退所時情報提供加算(Ⅱ) 250 単位
  - (三) 入退所前連携加算(Ⅰ) 600 単位
  - (四) 入退所前連携加算(Ⅱ) 400 単位
- (2) 訪問看護指示加算 300 単位

#### 注

- 1 (1)の(一)については、退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、入所者1人につき、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。
- 2 (1)の(二)のaについては、入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。
- 3 (1)の(二)のbについては、入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

4 (1)の(三)については、次に掲げるいずれの基準にも適合する場合に、(1)の(四)については、ロに掲げる基準に適合する場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。ただし、(1)の(三)を算定している場合は、(1)の(四)は算定しない。

イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めること。

ロ 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。

5 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。)(訪問看護サービス(指定地域密着型サービス基準第3条の3第4号に規定する訪問看護サービスをいう。以下同じ。))を行う場合に限る。))又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(看護サービス(指定地域密着型サービス基準第177条第10号に規定する看護サービスをいう。以下同じ。))を行う場合に限る。))の利用が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準第3条の4に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。))又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の場合にあっては訪問看護サービスに係る指示書をいい、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の場合にあっては看護サービ

スに係る指示書をいう。以下同じ。)を交付した場合に、入所者 1 人につき 1 回を限度として算定する。

#### チ 協力医療機関連携加算

注 介護老人保健施設において、協力医療機関(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)第 30 条第 1 項本文(同令第 50 条において準用する場合を含む。))に規定する協力医療機関をいう。)との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 当該協力医療機関が、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第 30 条第 1 項各号に掲げる要件を満たしている場合 50 単位

(2) (1)以外の場合 5 単位

#### リ 栄養マネジメント強化加算 11 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注 7 を算定している場合は、算定しない。

#### ヌ 経口移行加算 28 単位

注

1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注 7 を算定している場合は、算定しない。

2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

#### ル 経口維持加算

(1) 経口維持加算(Ⅰ) 400 単位

(2) 経口維持加算(Ⅱ) 100 単位

注

- 1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥<sup>えん</sup>が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注7又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。
- 2 (2)については、協力歯科医療機関を定めている介護老人保健施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ヲ 口腔<sup>くう</sup>衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔<sup>くう</sup>衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔<sup>くう</sup>衛生管理加算(Ⅰ) 90 単位

(2) 口腔<sup>くう</sup>衛生管理加算(Ⅱ) 110 単位

ワ 療養食加算 6 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護

老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において行われていること。

カ 在宅復帰支援機能加算 10 単位

注 イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、在宅復帰支援機能加算として、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

コ かかりつけ医連携薬剤調整加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。ただし、かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イを算定している場合には、かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロは算定しない。

(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)

a かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ 140 単位

b かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ 70 単位

(2) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) 240 単位

(3) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) 100 単位

タ 緊急時施設療養費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理(1日につき) 518 単位

注

1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(2) 特定治療

注 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)第 1 章及び第 2 章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 57 条第 3 項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第 1 章及び第 2 章に定める点数に 10 円を乗じて得た額を算定する。

レ 所定疾患施設療養費(1 日につき)

注

1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を行った場合に限る。)は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1) 所定疾患施設療養費(Ⅰ) 239 単位

(2) 所定疾患施設療養費(Ⅱ) 480 単位

2 所定疾患施設療養費(Ⅰ)は同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 7 日を限度として算定し、所定疾患施設療養費(Ⅱ)は同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 10 日を限度として算定する。

3 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

ソ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3 単位

(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4 単位

ツ 認知症チームケア推進加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1

月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150 単位

(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120 単位

ネ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位

注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

ナ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ) 53 単位

(2) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) 33 単位

ラ <sup>じよくそう</sup>褥瘡 マネジメント加算

注 イ(1)、ロ(1)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの

<sup>じよくそう</sup>褥瘡 管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) <sup>じよくそう</sup>褥瘡 マネジメント加算(Ⅰ) 3 単位

(2) <sup>じよくそう</sup>褥瘡 マネジメント加算(Ⅱ) 13 単位

ム 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った

場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 排せつ支援加算(Ⅰ) 10単位
- (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) 15単位
- (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) 20単位

ウ 自立支援促進加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

中 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位
- (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 60単位

ノ 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

オ 高齢者施設等感染対策向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位
- (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位

ク 新興感染症等施設療養費(1日につき) 240単位

注 介護老人保健施設が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染

した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護保健施設サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

ヤ 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100 単位
- (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10 単位

マ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18 単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位

ケ 介護職員等処遇改善加算

注

- 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 75 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 71 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 54 に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数

- 2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設(注 1 の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 67 に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 61 に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 57 に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 53 に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 52 に相当する単位数

(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 46 に相当する単位数

(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 48 に相当する単位数

(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数

(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 36 に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 40 に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからマまでにより算定した単位数の 1000 分の 31 に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからマまでにより算定した単位数  
の1000分の23に相当する単位数